

かつらぎ町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

令和4年7月22日

議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、かつらぎ町議会政務活動費の交付に関する条例(令和4年かつらぎ町条例第21号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の基準細目)

第2条 条例第4条の規定による政務活動費を充てることができる経費の基準細目は、別表によるものとする。

(交付申請)

第3条 条例第6条の規定による交付申請は、政務活動費交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第6条の規定により申請した事項に異動が生じたとき(増額の場合に限る。)は、政務活動費変更交付申請書(様式第2号)を議長を経由して、町長に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 条例第7条の規定による交付決定に関する通知は、政務活動費(変更)交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(実績報告)

第5条 条例第8条第1項及び第2項の規定による実績報告は、政務活動費実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の実績報告書の提出は、4月～9月分(以下「前期分」という。)、10月～3月分(以下「後期分」という。)の年2回に分け提出することができる。

3 条例第8条第3項の規定による交付申請の取下げは、政務活動費交付申請取下げ申出書(様式第5号)によるものとする。

4 条例第8条第4項及び第5項の規定による実績報告書の写しの送付は、政務活動費実績報告書(写)送付書(様式第6号)によるものとする。

(交付確定通知)

第6条 条例第9条の規定による政務活動費の交付確定に関する通知は、政務活動費交付確定通知書(様式第7号)によるものとする。

2 条例第9条の規定による交付申請の取下げの承認は、政務活動費交付申請取下げ承認通知書(様式第8号)によるものとする。

(交付請求)

第7条 条例第10条の規定による政務活動費の請求は、政務活動費交付請求書(様式第9号)を町長

に提出するものとする。

- 2 前項の請求は、前条の規定による交付確定通知を受けた日から10日以内に請求することができる。ただし、活動途中の前期分の支払いは、第5条第2項に規定する実績報告書をもって請求することができる。

(収支報告書)

第8条 条例第12条の規定による収支報告は、政務活動費収支報告書(様式第10号)によるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第9条 交付を受けた議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類をその提出すべき日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(関係書類の閲覧等)

第10条 条例第14条第2項の規定により閲覧することができる期間は、同条第1項の規定による保存期間が終了する日までの期間とする。

- 2 前項の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付の取扱いについては、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

別表(第2条関係)

政務活動費を充てることができる経費の基準細目

項目	支出できるもの	支出することができないもの
調査研究費	○視察旅費 ○車借上料(マイクロバス、レンタカー代等) ○タクシー代 ○自家用車利用による出張経費(有料道路通行料、駐車料金等) ○施設入館料 ○調査委託費 等	●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●議員個人の自動車管理費 ●政治団体等の主催する視察等への経費 ●海外視察 ●視察先への土産代
研修費	○研修会場、機器等借上料 ○講師の謝金、交通費、食事代 ○通訳、翻訳料	●研修会場として不適当と考えられる場所での会場借上料 ●個人の立場で加入している団体の年会

	<ul style="list-style-type: none"> ○他の団体の開催する研修会への出席負担金、会費、資料代 ○タクシー代 ○自家用車利用による出張経費(有料道路通行料、駐車料金等) ○交通費、宿泊費、参加費 等 	<ul style="list-style-type: none"> 費及び会費等 ●議員の飲食費 ●政治団体等への大会、研修会等への参加経費 ●茶菓子代
広報・広聴費	<ul style="list-style-type: none"> ○町政報告などの広報紙発行に係る経費(印刷製本費、郵送料) ○ホームページの作成・維持経費 ○会場借上料(議会活動の報告、広聴会、意見交換会) ○広聴会、意見交換会開催に係る経費(印刷製本費、郵送料等) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●政党、後援会、宗教等の活動に関する広報紙発行に係る経費(印刷製本費、郵送料等) ●報告会等の会場として不適当と考える場所での会場借上料 ●広報紙、ホームページに政党や後援会等に関する掲載のあるもの ●政党活動、後援会活動に関する経費 ●食事代 等
要請陳情等活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○要請、陳情活動を行うための必要な経費(印刷製本費、郵送料、交通費、宿泊費等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●会場として不適当と考えられる場所で行われる活動経費
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場借上料 ○印刷製本費 ○交通費、宿泊費、参加費 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●会場として不適当と考えられる場所での活動経費 ●食事代 等
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷製本費 ○翻訳料 ○事務機器購入費、リース代 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●政党の宣伝活動の資料作成費 ●選挙活動の資料作成費
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○議員が行う活動に必要な図書、資料、雑誌等の購入費 ○新聞購読料(2紙目以降) ○CD、DVD 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●調査研究に適さない図書 ●書画、骨董に類するもの ●政党、宗教団体等所属する団体が発行する新聞等の購読料 ●スポーツ新聞及び趣味的なもの ●文芸書、科学書、自己啓発的な図書 等
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> ○事務所の賃借料 ○事務所の光熱水費 ○事務所の電話料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員本人又は親族の所有する事務所の経費 ●自宅や会社事務所との兼用の場合

		●選挙事務所、後援会事務所
事務費	○事務用品代 ○備品購入費 ○印刷製本費 等	●個人使用の電話代 ●携帯電話代
人件費	○研修会等の受付などのアルバイト代	●選挙活動、後援会活動に従事する雇用経費 ●議員の親族の雇用経費
その他		●交際に要する経費 (香典、祝金、寸志、病氣見舞い、餞別、年賀状等) ●政党活動に要する経費 ●選挙活動に要する経費 ●後援会活動に要する経費 ●寄付等に要する経費 ●私的活動に要する経費 ●調査研究に適さない図書等に要する経費 ●スポーツ新聞及び趣味的なものに要する経費 ●週刊誌、文芸書、科学書、自己啓発的な図書等に要する経費 ●名刺印刷代 等

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

かつらぎ町長 様
（かつらぎ町議会議長経由）

かつらぎ町議会議員

印

政務活動費交付申請書

かつらぎ町議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 _____ 円

ただし 年 月～ 年 月分

様式第3号（第4条関係）

かー指令第 号

年 月 日

かつらぎ町議会議員

様

かつらぎ町長

Ⓜ

政務活動費（変更）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、かつらぎ町議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により通知します。

記

交付決定額 _____ 円
ただし 年 月～ 年 月分

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

かつらぎ町議会議長 様

かつらぎ町議会議員

㊟

政務活動費実績報告書

年 月 日付け か一指令第 号により交付決定のあった政務活動費（年
月～年 月分）が完了したので、かつらぎ町議会政務活動費の交付に関する条例
第8条第1項の規定により、別紙のとおりその実績を報告します。

記

1. 政務活動費の額 円
2. 政務活動の実施期間 年 月 ～ 年 月
3. 政務活動費の対象となる経費の内訳

（単位：円）

項 目	金 額	主たる活動及び支出の内訳
調査研究費		
研 修 費		
広報・広聴費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

※添付書類

- (1) 政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類
- (2) 政務活動費の支出額及び使途に関する書類
- (3) 政務活動費の支出に係る領収書の原本

様式第5号（第5条第3項関係）

年 月 日

かつらぎ町議会議長 様

かつらぎ町議会議員

㊟

政務活動費交付申請取下げ申出書

年 月 日付け かー指令第 号により交付決定のあった政務活動費
につきましては、かつらぎ町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第3項の規
定により、下記のとおり交付申請の取下げを申し出ます。

記

年度	交付決定年月日	対象期間	申出額（円）
		月～ 月	

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

かつらぎ町長

様

かつらぎ町議会議長

印

政務活動費実績報告書（写）送付書

政務活動費（ 年 月～ 年 月分）の写しを送付します。

記

送付枚数 枚

様式第7号（第6条関係）

か第 号
年 月 日

かつらぎ町議会議員

様

かつらぎ町長

㊟

政務活動費交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告の提出を受けた政務活動費の交付について、下記
のとおり確定したので、かつらぎ町議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定に
より通知します。

記

交付確定額 _____ 円

（ 年 月 ～ 年 月分）

様式第8号（第6条第2項関係）

か第 号
年 月 日

かつらぎ町議会議員

様

かつらぎ町長

㊟

政務活動費交付申請取下げ承認通知書

年 月 日付け政務活動費交付申請取下げ申出については、かつらぎ町議会
政務活動費の交付に関する条例第9条規定により、下記のとおり承認します。

記

取下げ承認内容

年度	交付決定年月日	対象期間	申出額（円）
		月～ 月	

様式第9号（第7条関係）

年 月 日

かつらぎ町長 様

かつらぎ町議会議員

⑩

政務活動費交付請求書

年 月 日付け かー指令第 号により交付決定（交付確定）通知のあった
政務活動費について、かつらぎ町議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に
より下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

（ 年 月 ～ 年 月分）

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

かつらぎ町議会議長 様

かつらぎ町議会議員

㊟

政務活動費収支報告書

かつらぎ町議会政務活動費の交付に関する条例第12条の規定により、次のとおり
り 年度政務活動費の収支を報告します。

1. 収 入

政務活動費 円

2. 支 出

(円)

項 目	支出額	主たる活動及び支出の内訳
調査研究費		
研 修 費		
広報・広聴費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合 計		

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条第3項関係)

様式第6号(第5条関係)

様式第7号(第6条関係)

様式第8号(第6条第2項関係)

様式第9号(第7条関係)

様式第10号(第8条関係)